

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは 8/11(金)～8/15(火) の5日間です。
この間の労災事故などお急ぎの時のご連絡は、携帯 090-8401-9855 (西馬) まで。



「公共工事受注
のパスポート=
経営事項審査

(経審) が、下請中心の専門工事業の
受審や民間工事の業者選定に利用さ
れる等、活用の範囲が広がっている

…これに合わせて働
き方改革や地域業者
の役割を評価する項

行政から
も悲鳴…**審査項目**↑
経審準備に
ご協力を!

目を加えたら…」という議論が国交
省で行われています。しかし一方で
「申請手続きを簡素化し、業者だけで
はなく行政側の負担も軽減するか、
経審とは別の制度を考えるか、
or 第三者による確認や監査

等の活用か…」といった提案もある
ようです。経審が公共工事以外でも
活用されているので審査の項目を増
やすが、逆に煩雑さも増すので天下
り先にもなる第三者機関を作って審
査を任せたら…とも取れる議論と言

えます。確かに現状
は行政側も悲鳴を上
げる程の複雑な制度

になっている事は否めません。当事
務所でも皆様のご依頼にお応えす
べく夜遅くまで残業して正確な書
類作成のために頑張らせて頂いてい
ますので、準備へのご協力を
よろしくお願い致します。



「6月末に労災で入院
した社員が①労災保険か
らの休業補償が出るまでの間、年
休を使いたい…と言ってきた。ま
た②休業補償があっても賃金の8
割しか出ないので残っている年休

者に対し休業1日につき
その労働者の平均賃金(平
賃)の6割を補償するよう定めてい
ます。これを肩代わりした労災保険
は4日目から平賃の8割の休業補
償を行う事になっています。2割

を充てたいようだ。
労基法で問題にな
らないか？」との質

労災休業
補償の時**年休利用**労基法で
問題に?

問がありました。結論を先に言う
と①②とも年休を認めなければな
りません。労災保険は労働基準法
が事業主(使用者)に義務づけた被
災労働者への補償義務を肩代わり
した公的保険です。労基法は被災

加算の補償はよいに
しても3日間は待機
期間として補償なし

で、事業主に6割以上の補償義務
が…。今回のように10割給与が支
給される年休を請求されたら、それ
が優先です。②も
同じ基準という
判例があります。



厚生年金の保険料率が9月から、18.3% (本人負担分 9.15%) に！お間違いのないように！

8月までに支給する賞与から控除する保険料は①健康保険 5.085%②介護保険 0.825%
③厚生年金保険 9.091%④雇用保険 0.4% (建設業)～0.3% (建設業以外) になります。